

証券コード 2685
平成27年5月12日

株主各位

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリアホールディングス
代表取締役社長 遠藤 洋一

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年5月27日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月28日（木曜日）午後3時
2. 場 所 茨城県水戸市宮町一丁目7番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸 3階 シーブリーズ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
後記（2頁）「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

5. その他本招集ご通知に関するご案内

- (1) 招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.adastria.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - ①連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.adastria.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

以 上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認いただき、平成27年5月27日（水曜日）午後7時までに行使してください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、後記（3頁）に記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」、「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。
(携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

システム等に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）
-----------------	--

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）におけるわが国経済は、政府による経済政策等を背景として企業収益や雇用情勢の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続きました。ただし、消費税率引上げによる消費マインドの低迷が長期化したことにより、個人消費の持ち直しは遅れております。

当社グループの主要ブランドが属するカジュアルウェア市場におきましては、消費税率引上げ以降、節約志向の高まりとともに、商品を慎重に吟味し選別を厳しくするなど、お客様の消費行動に変化がみられ、全般的に伸び悩む状況が続きました。

このような環境のもと、売上高につきましては、平成25年9月に実施しました株式会社トリニティアーツの連結子会社化の影響により前連結会計年度比20.4%増となり、大きく伸ばいたしました。ブランド別では、「グローバルワーク」、「ニコアンド」および「スタディオクリップ」が好調に推移いたしました。

店舗展開につきましては、積極的に出退店を行い、224店舗の出店等（内、海外44店舗）、81店舗の退店（内、海外19店舗）の結果、当連結会計年度末における当社グループの店舗数は、1,356店舗（内、海外106店舗）となりました。

収益面につきましては、アウトレット機能の見直しおよびブランドの休止に伴う在庫処分の損失などがありましたが、売価コントロールの精度向上により値下げ販売が減少した結果、売上総利益率は55.5%（前連結会計年度比0.1ポイント増）と前年水準を維持いたしました。一方、テレビコマーシャルなどの積極的な広告宣伝の展開などにより、販管費率は52.3%（前連結会計年度比0.7ポイント増）となった結果、営業利益率は3.2%（前連結会計年度比0.6ポイント減）となりました。

特別損益につきましては、店舗資産などの減損損失9億88百万円、のれんの減損損失5億43百万円、保有資産の売却損3億52百万円などを特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,845億88百万円（前連結会計年度比20.4%増）、営業利益は59億81百万円（前連結会計年度比3.8%増）、経常利益は64億52百万円（前連結会計年度比7.0%増）、当期純利益は5億3百万円（前連結会計年度は47億31百万円の当期純損失）となりました。

また、当連結会計年度におけるEBITDAは、157億32百万円（前連結会計年度比13.5%増）、のれん償却前EPSは141.71円（前連結会計年度比9.6%減）となりました。（※）

（※）株式会社トリニティアーツの連結子会社化等によるのれん償却額の計上により、前連結会計年度より営業利益以下の利益が大幅に引き下げられることとなりました。のれん償却額は現預金の流出を伴わない費用であるため、キャッシュ・フローの増減と、営業利益以下の利益項目の増減に大きな乖離が発生しております。また、各国の会計基準によって計上方法が異なるため、海外企業との適切な比較も困難になっております。これらの点を考慮し、「EBITDA」および「のれん償却前EPS」を参考指標として開示しております。

「EBITDA」

営業利益＋減価償却費＋のれん償却額（販管費）

「のれん償却前EPS」

（当期純利益＋のれん償却額（販管費、特別損失）＋減損損失（のれん））÷期中平均株式数

(店舗出退店等の状況)

当連結会計年度における店舗業態・地域別の出退店等の状況は以下のとおりです。

ブランド・地域		店 舗 数						当連結会計 年 度 末
		前連結会計 年 度 末	当 連 結 会 計 年 度				増 減	
			出店等	変 更	退 店	合 併 (※)		
	グ ロ ー バ ル ワ ー ク	173	9	－	△4	－	5	178
	ロ ー リ ー ズ フ ァ ー ム	159	7	△1	△7	－	△1	158
	レプシムローリーズファーム	110	15	－	－	－	15	125
	ジ ー ナ シ ス	82	3	1	△2	－	2	84
	レ イ ジ ブ ル ー	62	3	－	△1	－	2	64
	ヘ ザ ー	76	7	－	△8	－	△1	75
	そ の 他	145	33	－	△13	－	20	165
株 式 会 社 ポ イ ン ト 計		807	77	－	△35	－	42	849
	ニ コ ア ン ド	100	18	－	△2	－	16	116
	ス タ デ ィ オ ク リ ッ プ	129	33	－	－	－	33	162
	そ の 他	54	45	－	△25	49	69	123
株式会社トリニティアーツ計		283	96	－	△27	49	118	401
株 式 会 社 バ ビ ロ ン		42	7	－	－	△49	△42	－
国 内 合 計		1,132	180	－	△62	－	118	1,250
	香 港	30	2	－	△8	－	△6	24
	中 国	21	22	－	△9	－	13	34
	台 湾	21	7	－	△2	－	5	26
	シ ン ガ ポ ー ル	9	1	－	－	－	1	10
	韓 国	－	12	－	－	－	12	12
海 外 合 計		81	44	－	△19	－	25	106
グ ル ー プ 合 計		1,213	224	－	△81	－	143	1,356

(※) 平成26年4月1日付で、株式会社トリニティアーツを存続会社、株式会社バビロンを消滅会社とする吸収合併を実施し、それに伴う変更を記載しております。

- (注) 1. 店舗を運営管理しているブランド営業部・地域別に集計しております。
2. 店舗数は、他社WEBストア、自社WEBストアを含めて集計しております。
3. 株式会社トリニティアーツは、同社の子会社を含めて集計しております。

(ブランド・地域別売上高の状況)

当連結会計年度におけるブランド・地域別売上高および構成は以下のとおりです。

ブランド・地域		当 連 結 会 計 年 度		前 連 結 会 計 年 度 比 増 減 率 (%)
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	
	グ ロ ー バ ル ワ ー ク	30,208	16.4	9.2
	ロ ー リ ー ズ フ ァ ー ム	24,553	13.3	△0.2
	レプシムローリーズファーム	14,004	7.6	4.5
	ジ ー ナ シ ス	10,356	5.6	△0.2
	レ イ ジ ブ ル ー	8,786	4.8	△12.6
	ヘ ザ ー	7,451	4.0	△10.4
	そ の 他	24,166	13.1	2.3
株 式 会 社 ポ イ ン ト 計		119,528	64.8	1.3
	ニ コ ア ン ド	20,506	11.1	114.2
	ス タ デ ィ オ ク リ ッ プ	19,688	10.7	153.8
	そ の 他	13,296	7.2	322.6
株式会社トリニティアーツ計		53,491	29.0	161.2
株 式 会 社 バ ビ ロ ン		764	0.4	△85.0
そ の 他		4	0.0	－
国 内 合 計		173,788	94.2	19.8
	香 港	6,698	3.6	33.9
	中 国	1,359	0.8	35.4
	台 湾	1,493	0.8	1.9
	シ ン ガ ポ ー ル	983	0.5	27.7
	韓 国	264	0.1	－
海 外 合 計		10,799	5.8	31.0
グ ル ー プ 合 計		184,588	100.0	20.4

- (注) 1. 店舗を運営管理しているブランド営業部・地域別に集計しております。
2. 株式会社トリニティアーツは、同社の子会社を含めて集計しております。
3. 株式会社トリニティアーツは、前第3四半期連結会計期間より連結子会社となっております。
4. 平成26年4月1日付で、株式会社トリニティアーツを存続会社、株式会社バビロンを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(商品部門別売上高の状況)

当連結会計年度における商品部門別売上高および構成は以下のとおりです。

商 品 部 門	当 連 結 会 計 年 度		前 連 結 会 計 年 度 比 増 減 率 (%)
	売上高(百万円)	構成比(%)	
メンズ（ボトムス・トップス）	25,906	14.0	1.2
レディース（ボトムス・トップス）	121,540	65.9	27.0
雑 貨 ・ そ の 他	37,141	20.1	16.2
合 計	184,588	100.0	20.4

(注) 雑貨・その他は、ポイント引当金繰入額等が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資は、国内180店舗、香港2店舗、中国22店舗、台湾7店舗、シンガポール1店舗および韓国12店舗の新規出店であります。

これらの結果、当連結会計年度に実施した設備投資の総額は28億56百万円（敷金および保証金、長期前払費用を含み、金額には消費税等を含んでおりません。）となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施した重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第62期 (平成24年2月期)	第63期 (平成25年2月期)	第64期 (平成26年2月期)	第65期 (平成27年2月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	115,058	121,670	153,273	184,588
経 常 利 益 (百 万 円)	12,522	9,951	6,027	6,452
当 期 純 利 益 ま た は 当 期 純 損 失 (△) (百 万 円)	6,789	5,508	△4,731	503
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	285円71銭	241円45銭	△206円42銭	20円75銭
総 資 産(百万円)	62,771	63,410	78,841	83,742
純 資 産(百万円)	41,191	38,598	44,786	46,233

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループが属する衣料小売業界は、少子高齢化やライフスタイルの多様化、外資系企業の日本進出などにより大きく変化しております。また、グローバル化の一層の進展とともに、日本市場のみならず、海外市場における展開や事業拡大を支えるバリューチェーンの強化が、経営上の重要な課題となっております。

そのような環境の中で「勝ち組」として生き残っていくためには、以下のような課題に対処していく必要があると考えております。

- ① 当社は、平成27年3月に株式会社ポイントと株式会社トリニティアーツを吸収合併いたしました。新会社において、将来の成長に向けた事業基盤を早期に確立し、日本国内はもとより海外を含めたより幅広い市場を開拓する体制を構築することが重要であると考えております。
- ② 当社グループは、経営統合およびグループ各社の事業規模拡大に伴い、社員数・組織の規模も拡大を続けており、更に今後は海外展開により、拠点数も増加する見込みです。その中でグループとしての目標や行動規範を共有し、同時に情報・ノウハウ・ナレッジを蓄積あるいは共有し、お客様にご満足いただける企業活動につなげていくことが重要であると考えております。また、企業としての成長を図ることは、すなわち企業を支える社員の成長を図ることであり、社員が継続的にステップアップできる環境を提供し続けることが必要であると考えております。
- ③ 日本は、少子高齢化という、かつて経験したことのない社会を迎えております。これに伴う市場の変化やライフスタイルの変化に対応していくため、既存ブランドのポジショニングを再定義し、ブランド特性にあった成長戦略を展開するとともに、新規ブランドの開発や、WEBやSNSの活用など、お客様に新たな付加価値を提供することが必要であると考えております。
- ④ 今後、日本市場はもとより海外市場での展開を進めていくにあたり、付加価値の高い商品を企画・生産し、各拠点に安定して供給することが必要となってまいります。当社グループは、商品企画から生産・物流・販売に至るまでのフローを一元管理し、独自の「バリューチェーン」を構築してお客様に提供する付加価値を最大化することが、持続的な成長を達成するために重要であると考えております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成27年2月28日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社ポイント	10百万円	100.0%	衣 料 品 等 販 売
株式会社トリニティアーツ	30百万円	100.0%	衣 料 品 等 販 売
株式会社N9&PG	10百万円	100.0%	衣料品等企画製造および物流
Adastria Asia Co., Ltd.	117百万香港ドル	100.0%	海外現地法人統括および香港における衣料品等販売
方針（上海）商貿有限公司	103百万香港ドル	100.0% (100.0%)	中国における衣料品等販売
波茵特股份有限公司	10百万台湾ドル	100.0% (100.0%)	台湾における衣料品等販売
ADASTRIA SINGAPORE PTE. LTD.	10百万シンガポールドル	100.0% (100.0%)	シンガポールにおける衣料品等販売
Adastria Korea Co., Ltd.	3,200百万韓国ウォン	100.0% (100.0%)	韓国における衣料品等販売

(注) 1. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しているものです。

2. 当社は、株式会社トリニティアーツを平成27年3月1日付で吸収合併した株式会社ポイントを同日付で吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

- ① 繊維品の製造、加工、仕入および販売
- ② 時計、眼鏡、靴、化粧品、鞆、服飾用アクセサリー、宝石および貴金属の仕入および販売
- ③ 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入および販売
- ④ 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品および管理
- ⑤ 荷造包装業

(8) 主要な事業所（平成27年2月28日現在）

- ① 当社の主要な事業所 本店：茨城県水戸市
 本部：東京都千代田区

② 子会社の主要な事業所

会 社 名	主 要 な 事 業 所	所 在 地
株式会社ポイント	本部および849店舗	東京都千代田区
株式会社トリニティアーツ	本部および401店舗	東京都千代田区
株式会社N9&PG	本部および物流センター5拠点	東京都千代田区
Adastria Asia Co., Ltd.	本部および24店舗	香港
方針(上海)商貿有限公司	本部および34店舗	中国
波茵特股份有限公司	本部および26店舗	台湾
ADASTRIA SINGAPORE PTE. LTD.	本部および10店舗	シンガポール
Adastria Korea Co., Ltd.	本部および12店舗	韓国

- (注) 1. 株式会社トリニティアーツは、同社の子会社を含めて集計しております。
 2. 当社は、株式会社トリニティアーツを平成27年3月1日付で吸収合併した株式会社ポイントを同日付で吸収合併いたしました。

(9) 使用人の状況（平成27年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
商 品 販 売	4,365名	156名増
生 産 ・ 物 流	293名	8名増
そ の 他	194名	142名増
合 計	4,852名	306名増

- (注) 1. 上記使用人のほかに、臨時雇用者が5,839名（1日8時間換算した年間平均人数）おります。
 2. その他として記載している使用人は、持株会社である当社の従業員ならびにカスタマーサービス、品質管理および事務代行を行っている連結子会社である株式会社アダストリア・ゼネラルサポートの従業員であります。
 3. その他の使用人数が前連結会計年度末比142名増加しておりますが、これは主に、各事業部門のカスタマーサービス、品質管理および事務代行業務を株式会社アダストリア・ゼネラルサポートに移管したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
69名	17名増	40.7歳	6.2年

(10) 主要な借入先の状況（平成27年 2月28日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,793
株式会社常陽銀行	360
株式会社みずほ銀行	300
株式会社三井住友銀行	300

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 24,400,000株（自己株式117,988株を含む。）
- ③ 株主数 26,924名
- ④ 大株主の状況（自己株式を除く上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フクゾウ	6,619,393株	27.3%
豊島株式会社名古屋本社	1,000,000株	4.1%
福田 三千男	720,670株	3.0%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	693,453株	2.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	679,400株	2.8%
株式会社テツカンパニー	644,600株	2.7%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTOFOLIO)	606,550株	2.5%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	569,288株	2.3%
株式会社良品計画	554,370株	2.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	464,800株	1.9%

（注）持株比率は自己株式（117,988株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	福 田 三 千 男	株式会社ポイント代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	遠 藤 洋 一	株式会社ポイント代表取締役社長 株式会社N9&PG取締役 株式会社アダストリア・ゼネラルサポート代表取締役社長
取 締 役	宮 本 英 範	グループ管理部門担当 株式会社ポイント取締役 株式会社トリニティアーツ取締役 Adastria Asia Co., Ltd. 董事 株式会社アダストリア・ゼネラルサポート取締役
取 締 役	木 村 治	グループ営業部門担当 株式会社ポイント取締役 株式会社トリニティアーツ代表取締役社長 株式会社N9&PG取締役 株式会社FRIENDS取締役
取 締 役	倉 重 英 樹	株式会社シグマクシス代表取締役会長兼社長
取 締 役	松 井 忠 三	株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員 株式会社MUJI HOUSE代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス社外取締役 株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役
取 締 役	阿 久 津 聡	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ニフティ株式会社社外取締役 株式会社大塚家具社外取締役 日本マーケティング学会理事
常 勤 監 査 役	廣 田 滋	高木証券株式会社社外取締役 株式会社ポイント監査役
監 査 役	横 山 哲 郎	公認会計士・税理士横山哲郎事務所所長 有限責任監査法人ひばり代表社員
監 査 役	前 川 渡	弁護士・前川法律事務所所長
監 査 役	高 橋 惇	株式会社ポイント監査役

- (注) 1. 取締役倉重英樹氏、取締役松井忠三氏および取締役阿久津聡氏は、社外取締役（独立役員）であります。
2. 常勤監査役廣田滋氏、監査役横山哲郎氏および監査役前川渡氏は、社外監査役（独立役員）であります。
3. 常勤監査役廣田滋氏および監査役横山哲郎氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役廣田滋氏は、長年野村證券株式会社経理財務部門において財務、経理および税務に関する業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役横山哲郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役木村治氏が代表取締役社長を、取締役宮本英範氏が取締役を務める株式会社トリニティアーツは、株式会社ポイントを存続会社、株式会社トリニティアーツを消滅会社とする平成27年3月1日付吸収合併により解散しております。
5. 代表取締役会長福田三千男氏が代表取締役会長を、代表取締役社長遠藤洋一氏が代表取締役社長を、取締役宮本英範氏および取締役木村治氏がそれぞれ取締役を、常勤監査役廣田滋氏および監査役高橋惇氏がそれぞれ監査役を務める株式会社ポイントは、当社を存続会社、株式会社ポイントを消滅会社とする平成27年3月1日付吸収合併により解散しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 (うち社外取締役)	7名 (3名)	209百万円 (28百万円)
監 (うち社外監査役)	4名 (3名)	36百万円 (27百万円)
合 (うち社外役員計)	11名 (6名)	246百万円 (56百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。
- (1) 平成19年5月30日開催の第57回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。
- (2) 平成24年5月24日開催の第62回定時株主総会において、上記(1)の報酬とは別枠で、平成25年2月期より3ヵ年の中期経営計画の数値目標の進捗に応じた取締役に対する報酬として、次のとおり決議いただいております。
- ア. 年額60百万円の範囲内での現金報酬（業績連動賞与）の支給
- イ. 年額60百万円および30,000株を上限としたストックオプションたる新株予約権の発行
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年5月26日開催の第55回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役倉重英樹氏は、株式会社シグマクス代表取締役会長兼社長を兼務しております。

取締役松井忠三氏は、株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員、株式会社MUJI HOUSE代表取締役社長、株式会社りそなホールディングス社外取締役および株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役を兼務しております。

取締役阿久津聡氏は、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、ニフティ株式会社社外取締役、株式会社大塚家具社外取締役および日本マーケティング学会理事を兼務しております。

常勤監査役廣田滋氏は、高木証券株式会社社外取締役および当社の完全子会社である株式会社ポイント監査役を兼務しております。

監査役横山哲郎氏は、公認会計士・税理士横山哲郎事務所所長および有限責任監査法人ひばり代表社員を兼務しております。

監査役前川渡氏は、前川法律事務所所長を兼務しております。

取締役松井忠三氏の兼職先である株式会社良品計画と当社および当社子会社との間には競業関係はありますが、取引関係はありません。また、その他各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（１９回開催）		監査役会（１０回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 倉重英樹	18回	94.7%	－	－
取締役 松井忠三	17回	89.5%	－	－
取締役 阿久津聡	17回	89.5%	－	－
常勤監査役 廣田 滋	19回	100.0%	10回	100.0%
監査役 横山 哲郎	19回	100.0%	10回	100.0%
監査役 前川 渡	18回	94.7%	10回	100.0%

・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役倉重英樹氏および取締役松井忠三氏は、取締役会において、主に経営者としての見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役阿久津聡氏は、取締役会において、主にマーケティングの専門家としての見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

常勤監査役廣田滋氏は、取締役会および監査役会において、主に財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役横山哲郎氏は、取締役会および監査役会において、主に公認会計士として財務・会計等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役前川渡氏は、取締役会および監査役会において、主に弁護士としてコンプライアンス経営等の見地から発言し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役または社外監査役が、その職務執行につき善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、組織再編の戦略およびグループ会社の管理に関するコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会に対して、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任について法令が規定する限度額以内とする契約を、会計監査人との間に締結することができる旨の規定を定款第38条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および当社グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、当社グループの企業倫理基準を定め、その周知徹底を図ります。
 - ロ. コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、各種社内ルールならびに当社および当社グループ各社の企業倫理の遵守に関する重要方針を立案、推進します。
 - ハ. 当社および当社グループ各社における法令、ルール違反や不正行為が発生し、または発生する恐れがあることを知った取締役および使用人は、担当責任者へ報告します。
- 二. 取締役は、毎事業年度の終了後、業務執行が法令に違反していない旨、および善管注意義務ならびに忠実義務を果たした旨の確認書に署名捺印し提出します。この確認書は、次事業年度の業務執行の指針とします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令に従い取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理します。
 - ロ. 職務執行に係る重要な情報については、機密文書管理規程を定め、これに従い適切に保存、管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 危機管理規程を定め、当社および当社グループ各社に損失の危険が発生し、または発生する可能性がある場合はそれに従い速やかに対処するとともに、災害やシステム障害などの組織横断的な緊急事態が発生した場合にも適切に対処します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 各種の経営計画および予算を定め、当社グループ全体として達成すべき目標を明確化し、当社グループ全体の業務が効率的に遂行されるよう推進、管理します。
 - ロ. 重要な事項については、取締役会等を通じて随時決定しますが、必要に応じ各種規程およびマニュアルを整備し、迅速かつ適切な意思決定を行います。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社および当社グループ各社の財務報告が、法令等に従って適正に行われるための体制（財務報告に係る内部統制）を構築し、運用します。
- ⑥ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、当社グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制を整備します。
 - ロ. 当社グループ各社の業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定め、当社グループ各社の指導、育成、管理を行います。
 - ハ. 当社グループ各社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備します。
 - ニ. 当社グループ全体のコンプライアンス体制を評価、確保するために、内部監査部門が、当社グループ各社の状況について適宜確認し、各社の取締役会および監査役会または監査役に報告します。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会または監査役が、その職務を補助すべき組織または使用人を置くことを求めた場合には直ちに応じます。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人についての任命、異動および評価等を行う場合は、予め監査役会または監査役の承認を得ます。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役および使用人は、必要に応じ、または監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告します。
 - ロ. 取締役は、当社および当社グループ各社において次のような事象が発生した場合には、可及的速やかにその旨を監査役に報告します。
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき。
 - ・内部通報システムにて、従業員より当社グループの存続に影響を与えるような事実、または法律および社内規範に対する重大な違反行為が存在することを通報されたとき。
 - ・当社および当社グループ各社の対外、対内の折衝において、訴訟事項に発展することが予想されるような事態が生じたとき。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役が監査を補助する弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを必要とする場合、これを任用することを推進します。
 - ロ. 取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- イ. 当社および当社グループ各社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断します。これらの勢力、団体との取引関係を持たないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを拒絶します。
 - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務法務部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センターおよび顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、適切に対応します。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、顧客としても株主としても満足していただけるよう、魅力あるブランドの開発、商品の提供に必要な事業への投資を行い、一層の企業価値（株主価値）の向上を図っていくと共に、株主の皆様への還元について、配当は「のれん償却前連結配当性向30%」を基本方針に実施してまいります。また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考えており、今後も株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切かつ機動的に対応していく方針であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、当初予定どおり1株当たり45円とさせていただくことといたしました。この結果、中間配当金の30円と合わせ、年間配当は1株当たり75円となり、のれん償却前連結配当性向は53%となります。

なお、翌連結会計年度の配当につきましては、当連結会計年度と同額の年間75円を予定しております。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	34,488	流 動 負 債	35,240
現金および預金	7,677	支払手形および買掛金	6,246
受取手形および売掛金	7,593	電 子 記 録 債 務	8,855
た な 卸 資 産	14,488	短 期 借 入 金	3,753
繰 延 税 金 資 産	1,883	未 払 金	9,687
そ の 他	2,893	未 払 法 人 税 等	3,293
貸 倒 引 当 金	△48	繰 延 税 金 負 債	210
固 定 資 産	49,253	賞 与 引 当 金	2,036
有 形 固 定 資 産	12,908	そ の 他 の 引 当 金	358
建物および構築物	1,987	そ の 他	797
店 舗 内 装 設 備	8,420	固 定 負 債	2,268
土 地	1,732	繰 延 税 金 負 債	1,909
建 設 仮 勘 定	167	役員退職慰労引当金	95
そ の 他	600	そ の 他	263
無 形 固 定 資 産	9,293	負 債 合 計	37,508
の れ ん	7,921	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,372	株 主 資 本	41,892
投資その他の資産	27,051	資 本 金	2,660
投資有価証券	7,604	資 本 剰 余 金	6,987
敷金および保証金	16,924	利 益 剰 余 金	32,651
繰 延 税 金 資 産	2,578	自 己 株 式	△406
そ の 他	176	その他の包括利益累計額	4,341
貸 倒 引 当 金	△232	その他有価証券評価差額金	3,631
資 産 合 計	83,742	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	357
		為 替 換 算 調 整 勘 定	352
		純 資 産 合 計	46,233
		負 債 純 資 産 合 計	83,742

連結損益計算書

(平成26年 3 月 1 日から
平成27年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	184,588
売上原価	82,064
売上総利益	102,524
販売費および一般管理費	96,542
営業利益	5,981
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	82
受取家賃	67
電力販売収益	44
為替差益	262
その他	233
営業外費用	
支払利息	56
デリバティブ評価損	154
その他	16
経常利益	226
特別利益	6,452
投資有価証券売却益	9
特別損失	
固定資産売却損	352
減損損失	1,531
投資有価証券評価損	63
税金等調整前当期純利益	1,947
法人税、住民税および事業税	4,514
法人税等調整額	5,037
少数株主損益調整前当期純利益	△1,026
当期純利益	4,010
	503
	503

貸 借 対 照 表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,713	流 動 負 債	2,247
現金および預金	328	短期借入金	1,500
営業未収入金	342	未払金	428
短期貸付金	20,667	預り金	13
前払費用	99	賞与引当金	101
未収入金	1,224	役員賞与引当金	20
繰延税金資産	51	株主優待引当金	29
その他	0	その他	154
固 定 資 産	23,998	固 定 負 債	150
有形固定資産	142	役員退職慰労引当金	95
建物	53	繰延税金負債	54
工具、器具および備品	89	負 債 合 計	2,397
その他	0	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	782	株 主 資 本	40,683
商標権	43	資 本 金	2,660
ソフトウェア	693	資 本 剰 余 金	6,987
その他	44	資本準備金	2,517
投資その他の資産	23,073	その他資本剰余金	4,469
投資有価証券	7,604	利 益 剰 余 金	31,441
関係会社株式	15,172	利益準備金	16
敷金および保証金	1,209	その他利益剰余金	31,425
その他	9	別途積立金	12,500
投資損失引当金	△922	繰越利益剰余金	18,925
資 産 合 計	46,712	自 己 株 式	△406
		評価・換算差額等	3,631
		その他有価証券評価差額金	3,631
		純 資 産 合 計	44,314
		負 債 純 資 産 合 計	46,712

損 益 計 算 書

(平成26年 3 月 1 日から)
(平成27年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,811
営 業 費 用		2,887
営 業 利 益		923
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	213	
受 取 配 当 金	82	
受 取 出 向 料	41	
為 替 差 益 他	225	
そ の 他	16	579
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	154	
そ の 他	0	193
経 常 利 益		1,308
特 別 損 失		
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	922	
貸 倒 損 失	931	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	63	1,917
税 引 前 当 期 純 損 失		608
法人税、住民税および事業税	208	
法 人 税 等 調 整 額	△39	168
当 期 純 損 失		777

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月17日

株式会社アダストリアホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 米 澤 英 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鳥 居 宏 光 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 斎 藤 毅 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アダストリアホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アダストリアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月17日

株式会社アダストリアホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	米澤英樹 ㊞
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鳥居宏光 ㊞
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斎藤毅文 ㊞
--------------------	-------	--------

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アダストリアホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（共通支配下の取引等）に記載されているとおり、会社は平成27年3月1日を効力発生日として、連結子会社である株式会社トリニティアーツを会社の連結子会社である株式会社ポイントに吸収合併し、また会社は同日付にて、株式会社ポイントを吸収合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月20日

株式会社アダストリアホールディングス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	廣 田 滋	㊞
社外監査役	横 山 哲 郎	㊞
社外監査役	前 川 渡	㊞
監査役	高 橋 惇	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 平成27年3月1日付吸収合併に伴う変更

当社は、株式会社トリニティアーツを平成27年3月1日付で吸収合併した株式会社ポイント同日付で吸収合併し、純粋持株会社から事業会社に移行したことから、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

① 商号の変更

商号を「株式会社アダストリア」（英文表記：Adastria Co., Ltd.）に変更するものであります（変更後の定款案第1条）。

② 事業目的に関する変更

今後の事業の多様化に備え、事業目的を追加するものであります（変更後の定款案第2条）。

③ 効力発生日の設定

平成27年6月1日をもって上記①の商号の変更に係る定款変更が効力を発生することを定めるものであります（変更後の定款案附則）。

(2) 発行可能株式総数の変更

今後の事業の多角化に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を現行の50,000,000株から75,000,000株に変更するものであります（変更後の定款案第6条）。

(3) 役付取締役および執行役員に関する規定の削除、相談役および最高顧問に関する規定の削除ならびに株主総会および取締役会の招集権者の変更

役付取締役および執行役員の役位の整理を行い、取締役および執行役員の役割と責任を明確化し、また上記役位を機動的に選任することで、より一層のコーポレートガバナンスの強化を図るため、役付取締役および執行役員に関する規定、ならびに相談役および最高顧問に関する規定を削除し、これに伴い株主総会および取締役会の招集権者および議長を変更するものであります（変更前の定款第22条および第23条ならびに変更後の定款案第14条および第22条）。

(4) 取締役および監査役の責任免除に関する規定の変更

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除および監査役の責任免除の規定の一部を変更するものであります（変更後の定款案第27条第2項および第34条第2項）。

なお、変更後の定款案第27条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり（下線部）であります。

現 行 定 款	変 更 案
第1条（商号） 当社は、<u>株式会社アダストリアホールディングス</u>と称し、英文では<u>Adastria Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。 第2条（目的） 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する外国事業を営む会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 (1) 繊維品の製造、加工、仕入および販売 (2) 時計、眼鏡、靴、化粧品、鞆、服飾用アクセサリー、宝石および貴金属の仕入および販売 (3) 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入および販売 (4) 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品および管理 (5) 荷造包装業	第1条（商号） 当社は、<u>株式会社アダストリア</u>と称し、英文では<u>Adastria Co., Ltd.</u>と表示する。 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 繊維品、時計、眼鏡、靴、化粧品、香水、医薬品、医薬部外品、鞆、傘、帽子、服飾用アクセサリー、宝石、貴金属、皮製品、室内装飾品、食料品、家具、寝具、タオル、ペット用品、食器、インテリア用品、書籍、文房具、玩具、家庭用電気製品、音響機器、電子メディアを含むソフトウェア、スポーツ用品、車両、植物、台所用品および家庭用雑貨の企画、製造、加工、修理、クリーニング、仕入、販売、輸出入、委託販売ならびにレンタルおよびリース

現 行 定 款	変 更 案
	(2) 酒類の販売および輸出入 (3) <u>CD、DVD、ビデオ等の映像および音楽ソフトの企画、製作および販売</u> (4) <u>映画、コンサート、演劇、スポーツ、イベント等の各種催物チケットの販売</u> (5) <u>古物売買およびその受託販売</u> (6) <u>前各号に掲げる商品等の雑誌、テレビ、新聞、インターネット等による通信販売</u> (7) <u>第1号乃至第5号に掲げる商品の保管、検品、管理および荷造包装業</u> (8) <u>飲食店および喫茶店の経営</u> (9) <u>不動産の売買、賃貸借、維持および管理ならびに建物の内外装の企画、設計および監修</u> (10) <u>広告宣伝に関する企画および製作</u> (11) <u>出版物の企画およびデザインの監修ならびに出版業</u> (12) <u>各種ワークショップ、セミナーおよびイベントの企画、運営、管理および実施</u> (13) <u>インターネットを媒体としたコンテンツ配信</u> (14) <u>知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持および管理</u> (15) <u>フランチャイズチェーンシステムによる店舗等の経営</u> (16) <u>クレジットカード業</u> (17) <u>発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業</u> (18) <u>美容施設、文化教養施設および保養所の企画、設計、監修および運営</u> (19) <u>労働者派遣事業、有料職業紹介事業および人材コンサルタント業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(6) 前各号に掲げる事業およびその附帯関連事業に関連する調査、立案、企画、運営ならびにコンサルティング</u> <u>(7) 有価証券の運用および保有</u> <u>(8) 前各号に附帯関連する一切の事業</u> 2 当会社は、前項各号の事業および前項に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。	<u>(20) 前各号に掲げる事業およびその附帯関連事業に関連する調査、立案、企画、運営ならびにコンサルティング</u> <u>(21) 有価証券の運用および保有</u> <u>(22) 前各号に附帯関連する一切の事業</u> 2 当会社は、前項各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することができる。
第3条 ～ 第5条 (条文記載省略)	第3条 ～ 第5条 (現行どおり)
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>50,000千株</u>とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>75,000千株</u>とする。
第7条 ～ 第13条 (条文記載省略)	第7条 ～ 第13条 (現行どおり)
第14条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、<u>社長</u>が招集し議長となる。 2 <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。	第14条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、<u>代表取締役</u>が招集し議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

現 行 定 款	変 更 案
第15条 ～ (条文記載省略) 第21条 <u>第22条（執行役員）</u> 当社は、取締役会の決議により、会長、副会長、社長、副社長各1名、専務執行役員、常務執行役員および執行役員各若干名を選定することができる。 <u>第23条（相談役および最高顧問）</u> 当社は、取締役会の決議により、相談役および最高顧問を選任することができる。 第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>会長</u>が招集し、議長となる。 2 <u>会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 第25条 ～ (条数繰り上げ) 第28条 第29条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第15条 ～ (現行どおり) 第21条 (削除) (削除) 第22条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 第23条 ～ (現行どおり) 第26条 第27条（取締役の責任免除） (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第30条</u> ～ (条数繰り上げ) <u>第35条</u> <u>第36条</u> (監査役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第37条</u> ～ (条数繰り上げ) <u>第42条</u> (新設)	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第28条</u> ～ (現行どおり) <u>第33条</u> <u>第34条</u> (監査役の責任免除) (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 <u>第35条</u> ～ (現行どおり) <u>第40条</u> <u>附則</u> <u>第1条の変更の効力発生日は平成27年6月1日とする。</u> <u>2 本条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふ く だ み ち お 福 田 三千男 (昭和21年7月10日)	昭和46年 5 月 当社入社 当社取締役 昭和57年 6 月 当社専務取締役 平成 3 年 4 月 有限会社ベアーズファクトリー(現 株式会社N9&PG)代表取締役社長 平成 5 年 3 月 当社代表取締役社長 平成14年12月 波茵特股份有限公司董事長 平成16年 5 月 当社代表取締役会長 平成22年 5 月 当社代表取締役会長兼社長 平成25年 9 月 当社代表取締役会長(現任)	720,670株
2	< 新任候補者 > ま つ し た ま さ 松 下 正 (昭和35年7月28日)	平成 元 年 4 月 弁護士登録(東京弁護士会) 東京青山法律事務所(現 ベーカー・&マッケンジー 法律事務所(外国法共同事業))入所 平成10年 1 月 ジーイー横河メディカルシステム株式会社 (現 GEヘルスケア・ジャパン株式会社)入社 平成11年 1 月 同社取締役 平成12年11月 GEメディカルシステムズ台湾総経理 平成15年 3 月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 (現 日本GE株式会社)取締役副社長 平成17年 7 月 株式会社ファーストリテイリング入社 平成17年 9 月 同社取締役 平成18年 7 月 FR France SAS会長兼チーフエグゼクティブオフィサー 平成21年 8 月 シーメンス株式会社(現 シーメンス・ジャパン株式会社)入社 平成22年 7 月 同社取締役 平成23年 3 月 コクヨ株式会社取締役常務執行役員 平成27年 3 月 当社顧問(現任)	—
3	き む ら お さ む 木 村 治 (昭和44年9月2日)	平成23年 9 月 株式会社トリニティアーツ(現 当社)代表取締役社長 平成25年 4 月 株式会社FRIENDS取締役(現任) 平成25年 9 月 当社取締役(グループ営業部門担当)(現任) Adastria Asia Co., Ltd. 董事 平成26年 2 月 株式会社N9&PG取締役	9,338株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	くらしげ ひでき 倉重 英樹 (昭和17年9月11日) <社外取締役候補者>	昭和41年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成5年1月 同社取締役副社長 平成5年11月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社 代表取締役会長 平成12年5月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)取締役相談役 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社 代表取締役会長 平成16年2月 日本テレコム株式会社取締役代表執行役社長 平成18年10月 株式会社RHJIインダストリアル・パートナーズ・ アジア代表取締役社長 平成19年5月 イオン株式会社社外取締役 平成19年6月 旭テック株式会社社外取締役 平成19年12月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン 代表取締役会長 平成20年5月 株式会社シグマクシス代表取締役CEO 平成22年4月 同社代表取締役会長 平成23年4月 株式会社アイ・ティ・フロンティア(現 日本タタ・ コンサルタンシー・サービズ株式会社)取締役会長 平成24年4月 同社代表取締役執行役員会長 平成25年4月 株式会社シグマクシス代表取締役会長兼社長(現任) 平成25年9月 当社社外取締役(現任)	—
		<社外取締役候補者とした理由および在任年数> 倉重英樹氏を社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏の取締役在任年数は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。 <独立性について> 倉重英樹氏は株式会社シグマクシス代表取締役会長兼社長であります。同社と当社および当社子会社との間には取引関係はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 <責任限定契約> 倉重英樹氏は、当社との間で会社法第427条第1項および第1号議案による変更前の定款第29条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重、 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	ま つ い た だ み つ 松 井 忠 三 (昭和24年5月13日)	昭和48年 6 月 株式会社西友ストアー(現 合同会社西友)入社 平成 5 年 5 月 株式会社良品計画取締役総務人事部長 平成11年 5 月 株式会社アール・ケイ・トラック代表取締役社長 平成12年 5 月 ムジ・ネット株式会社(現 株式会社MUJI HOUSE)代表取締役社長 平成13年 1 月 株式会社良品計画代表取締役社長 平成13年 4 月 ムジ・ネット株式会社(現 株式会社MUJI HOUSE)取締役 平成14年 2 月 株式会社良品計画代表取締役社長兼執行役員 平成20年 2 月 同社代表取締役会長兼執行役員(現任) 平成21年 5 月 ムジ・ネット株式会社(現 株式会社MUJI HOUSE)代表取締役社長(現任) 平成25年 6 月 株式会社りそな銀行社外取締役 平成25年 9 月 当社社外取締役(現任) 平成26年 6 月 株式会社りそなホールディングス社外取締役(現任) 株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役(現任) 平成27年 5 月 株式会社ネクステージ社外取締役(就任予定)	2,000株
		<社外取締役候補者> <社外取締役候補者とした理由および在任年数> 松井忠三氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業（小売業）の経営者として培ってきた経験や見識を有しており、当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏の取締役在任年数は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。 <独立性について> 松井忠三氏は株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員であり、同社と当社および当社子会社との間には競業関係はありますが、取引関係はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 <責任限定契約> 松井忠三氏は、当社との間で会社法第427条第1項および第1号議案による変更前の定款第29条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	あ く つ さとし 阿久津 聡 (昭和41年7月11日)	平成10年5月 カリフォルニア大学バークレー校経営学博士(Ph.D.) 平成10年12月 一橋大学商学部専任講師 平成11年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成14年6月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授 (平成19年 助教授から准教授へ名称変更) 平成18年6月 ニフティ株式会社社外取締役(現任) 平成20年10月 情報・システム研究機構国立情報学研究所 連携研究部門客員准教授 平成22年3月 株式会社大塚家具社外取締役(現任) 平成22年4月 情報・システム研究機構国立情報学研究所 連携研究部門客員教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任) 平成24年11月 日本マーケティング学会理事(現任) 平成25年9月 当社社外取締役(現任)	—
		<社外取締役候補者> <社外取締役候補者とした理由および在任年数> 阿久津聡氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、社外取締役候補者とした理由は、マーケティングの専門家として数多くの実績を有しており、当社のマーケティングビジネス全般に有益な助言等をいただき、事業展開戦略を中心に当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏の取締役在任年数は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。 <独立性について> 阿久津聡氏は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授であります。同大学と当社および当社子会社との間の取引関係ならびに当社および当社子会社からの同大学に対する寄付行為はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 <責任限定契約> 阿久津聡氏は、当社との間で会社法第427条第1項および第1号議案による変更前の定款第29条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。	

(注) 松井忠三氏を除き各候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。なお、同氏は平成27年5月20日に株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員を、平成27年5月27日に株式会社MUJI HOUSE代表取締役社長を退任する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役前川渡氏が任期満了となり、また監査役高橋惇氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	前川 渡 (昭和25年2月10日)	昭和55年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成2年9月 東京アーバン法律事務所共同開設 平成10年1月 前川法律事務所開設 同事務所所長（現任） 平成15年5月 当社社外監査役（現任） 平成27年3月 京葉瓦斯株式会社社外取締役（現任）	—
	＜社外監査役候補者＞	＜社外監査役候補者とした理由および在任年数＞ 前川渡氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地および企業法務に係る豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。 同氏の監査役在任年数は、本総会終結の時をもって12年となります。 ＜独立性について＞ 前川渡氏は前川法律事務所所長であります。同事務所と当社および当社子会社との間には取引関係はなく、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。 ＜責任限定契約＞ 前川渡氏は、当社との間で会社法第427条第1項および第1号議案による変更前の定款第36条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<新任候補者> いわさき なお き 岩 崎 直 樹 (昭和18年6月23日)	昭和41年 4 月 株式会社横浜銀行入行 昭和44年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成11年 3 月 日本アイ・ビー・エム テクニカル・ソリューション株式会社常務取締役 平成24年 5 月 株式会社トリニティアーツ(現 当社) 社外取締役 平成26年 3 月 同社監査役 平成27年 3 月 当社顧問(現任)	—
		<責任限定契約> 岩崎直樹氏が選任された場合、本総会で上程しております「第1号議案 定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および第1号議案による変更後の定款第34条第2項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。	

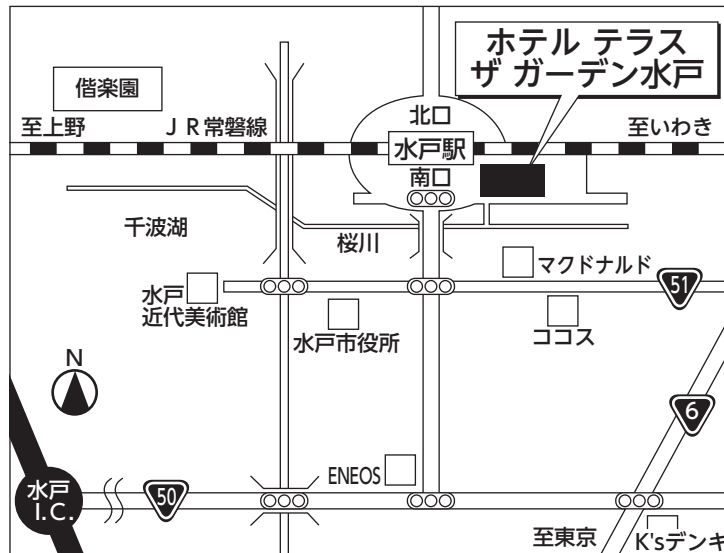
(注) 各候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

以 上

第65回定時株主総会会場ご案内図

会 場 茨城県水戸市宮町一丁目7番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸 3階 シーブリーズ

交 通 J R 常磐線水戸駅下車 徒歩 1 分



お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。